

証券コード 4355

2020年1月14日

株 主 各 位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
梅田センタービル25階

ロングライフホールディング株式会社

代表取締役社長 遠藤 正一

### 第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年1月28日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2020年1月29日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
梅田センタービル31階 ホワイトホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第34期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第34期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.longlife-holding.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記のウェブサイトに掲載させていただきます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 【決議ご通知について】

決議ご通知につきましては、株主総会終了後、上記のウェブサイトに掲載させていただきます。書面による決議ご通知はお送りいたしませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、一昨年からの株主総会におけるお土産の配布を取り止めております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2018年11月1日から  
2019年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、天候不順や相次ぐ自然災害の影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善が続くなか、内需の拡大に支えられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済においては、米中の貿易摩擦の長期化や中東情勢の緊迫化の影響により、先行きは依然不透明な状況となっております。

介護サービス業界においては、政府が「一億総活躍社会」の実現に向けて介護離職ゼロの方針を掲げ、介護施設の整備・増設対策を打ち出す一方、サービス業の担い手である人材の確保について厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、事業の要である人材に対して、多様な働き方や職場環境を提供するため、ワークライフバランスや研修制度の充実、処遇改善、海外展開によるグローバル化等の取り組みを行ってまいりました。また、グループ各社において事業効率を高めるため、ホーム介護事業及び在宅介護事業で事業所の統廃合を進める一方、入居率・稼働率の向上に向け、営業活動に注力してまいりました。更に、リゾート事業では今期事業開始後初めて営業黒字を計上し、調剤薬局事業は安定的な成長を維持しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は132億20百万円（前年同期比2.8%増）と増収になりましたが、営業利益は前連結会計年度後半に開設した施設の固定費増などにより1億10百万円（前年同期比62.5%減）となり、経常利益は26百万円（前年同期比33.3%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失の発生などにより3億18百万円の損失（前年同期は1億15百万円の損失）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は、次のとおりであります。

セグメント区分	売上高(千円)	構成比(%)
ホーム介護事業	4,572,324	34.6
在宅介護事業	5,636,210	42.6
福祉用具事業	1,490,453	11.3
フード事業	42,190	0.3
リゾート事業	497,144	3.8
その他(注)	982,585	7.4
合計	13,220,909	100.0

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調剤薬局事業、医療関連事業、投資及びコンサルタント事業を含んでおります。

## セグメント別概況

### イ. ホーム介護事業

ホーム介護事業につきましては、当連結会計年度末におけるホーム数は21ホームで居室総数は907室となっております。ホーム介護事業の運営体制の効率アップ並びにブランディング活動等の営業強化により、入居率の引き上げに注力しております。

ホーム介護事業の売上高は45億72百万円（前年同期比1.7%増）、経常損失は2億86百万円（前年同期は27百万円の経常利益）となりました。

### ロ. 在宅介護事業

在宅介護事業につきましては、当連結会計年度末におけるサービス数は131サービスとなっております。

事業拠点の見直しによる収益力の向上並びに障がい支援サービス等の介護保険適用外サービス獲得のための活発な営業活動を行っております。

在宅介護事業の売上高は56億36百万円（前年同期比0.6%減）、経常利益は45百万円（前年同期比10.9%減）となりました。

#### ハ. 福祉用具事業

福祉用具事業につきましては、福祉用具の販売・レンタル、住宅改修の専門企業として、お客様の日常生活の自立を支援するサービスを提供しております。

福祉用具事業の売上高は14億90百万円（前年同期比11.3%減）、経常損失は15百万円（前年同期は19百万円の経常利益）となりました。

#### ニ. フード事業

フード事業につきましては、主に当社グループが運営する有料老人ホーム等に食事を提供しております。また、オリジナル商品の販売等によるグループ外への営業強化に注力することで、ブランド力の向上に努めてまいりました。

フード事業の売上高は42百万円（前年同期比26.1%減）、経常利益は13百万円（前年同期比44.7%減）となりました。

#### ホ. リゾート事業

リゾート事業につきましては、函館、箱根、由布院、石垣島の全国4拠点において会員制リゾートホテルの運営を行っております。

リゾート事業の売上高は4億97百万円（前年同期比93.8%増）、経常損失は22百万円（前年同期は2億42百万円の経常損失）となりました。

#### ヘ. その他

その他につきましては、調剤薬局事業及び医療関連事業を行う連結子会社の「ロングライフメディカル株式会社」、国内外企業への投資及びコンサルタント事業を行う連結子会社の「ロングライフグローバルコンサルタント株式会社」及び「朗楽(青島)頤養運営管理有限公司」の3社により構成されております。

その他セグメントの売上高は9億82百万円（前年同期比39.6%増）、経常利益は22百万円（前年同期は11百万円の経常損失）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は17億50百万円で、その主なものはホーム介護事業のロングライフ池田旭丘の6億57百万円及びロングライフ寝屋川公園の8億46百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主に有料老人ホームの建設資金等として金融機関から21億円の調達を実施いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収合併等の状況

2018年12月1日付で株式会社ユウシンメディックの調剤薬局事業を分割し、当社の連結子会社であるロングライフメディカル株式会社が承継会社とする吸収分割を実施いたしました。

⑤ 他の会社の株式取得の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2016年10月期)	第 32 期 (2017年10月期)	第 33 期 (2018年10月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2019年10月期)
売 上 高 (千円)	11,587,255	12,320,259	12,866,561	13,220,909
経 常 利 益 (千円)	449,892	464,062	39,335	26,233
親会社株主に帰属する当期 純利益 (△損失) (千円)	219,429	233,683	△115,197	△318,450
1 株 当 た り 当期純利益 (△損失) (円)	21.26	22.83	△11.26	△30.91
総 資 産 (千円)	14,770,738	15,147,722	16,609,734	17,437,893
純 資 産 (千円)	3,173,622	3,332,257	3,132,687	2,772,363

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

2. 第33期より、従来までホーム介護事業において「営業外収益」に計上していた「受取入居者負担金」を「売上高」に計上することに変更しており、第31期及び第32期の売上高は変更後の数値を記載しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、直前3連結会計年度に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。



## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日本ロングライフ株式会社	100,000千円	100%	ホーム介護事業
エルケア株式会社	10,000千円	100%	在宅介護事業
カシダス株式会社	20,000千円	100%	福祉用具事業
ロングライフダイニング株式会社	10,000千円	100%	フード事業
ロングライフメディカル株式会社	7,000千円	100%	調剤薬局事業、医療関連事業
ロングライフリゾート株式会社	100,000千円	100%	リゾート事業
ロングライフグローバルコンサルタント株式会社	100,000千円	100%	投資及びコンサルタント事業
朗楽(青島)頤養運営管理有限公司	1,795千元	90%	投資及びコンサルタント事業

(注) 1. ロングライフ国際事業投資株式会社は2019年2月1日付でロングライフグローバルコンサルタント株式会社に商号変更しております。

2. 青島長楽護理用品有限公司は2019年1月28日付で朗楽(青島)頤養運営管理有限公司に商号変更しております。

## (4) 対処すべき課題

介護サービス業界におきましては、いわゆる団塊の世代が2025年に後期高齢者となる「高齢者人口増加」を背景に市場は拡大を続け、更なるニーズの増加が予想されています。

当社グループは、ホーム介護事業における入居率の向上、在宅介護事業における新規顧客の獲得、全てのサービス充実のための社内体制・内部統制の強化、サービスの質を向上させるための人材の育成、そして、ホーム介護事業と在宅介護事業の相互の発展が重要な課題であると認識しております。

今後の展開として、各事業の積極的な営業展開と収益性の向上を図り、更なるGFC（注）の強化やチームケアの確立など同業他社との圧倒的な差別化を行い、個性溢れる有料老人ホームの展開を通じて当社ブランドの向上を図ってまいります。

### ① 社内体制・内部統制の強化

事業規模を拡大していくためには、リーダーシップを備えた管理職の確保と営業体制の確立がキーポイントであると考えております。また、業務上の人為的ミスや社員による不正行為等を未然に防止するために、独立性を確保した業務管理体制及び効率的な管理体制の確立のため、内部統制の強化に努めてまいります。

② 優秀な人材の採用と育成

サービスの差別化のためには、優秀な人材の採用と育成が必要になります。自社の教育機関や研修制度を通じたスタッフの育成、リーダーシップを備えた管理職の育成に注力し、戦略的な人材開発を推し進めております。人材の確保は重要な経営課題と認識しており、スタッフの雇用条件の向上を図るとともに、キャリアパスの構築や各種教育研修プログラムの拡充により、労働環境の整備と質の向上を図ることで人材の確保に努めてまいります。

③ ホームにおけるチームケアの確立

ホームにご入居のお客様を様々な角度からサポートさせていただくようサービスディレクターやGFC（注）など専門性を活かしたチームケアの確立によるサービスの質の向上に努めてまいります。

④ ホーム介護事業における入居率の向上

ホーム介護事業では、事業規模及び収益力の拡大といった成長戦略が経営上の重要な課題であると認識しております。これまで当社グループで蓄積してきた運営ノウハウを活かし、同業他社との差別化による入居率の向上、効率的なホーム運営を徹底してまいります。

⑤ 在宅介護事業における新規顧客の獲得

在宅介護事業では、事業所の拡充とともにお客様のニーズに応えるサービスの質の向上を目指しており、更なる新規顧客の獲得に努めてまいります。

⑥ リゾート事業における新たな顧客層の開拓

リゾート事業では、新しい形のライフスタイル「生涯リゾート生活」を提案することにより、新たな顧客層の開拓に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) GFC（グッドフィーリングコーディネーター）とは、オーストラリア発祥のダイバ  
ージョナルセラピー（気晴らし療法）の発想をもとに、日本の昔からの文化や個人の  
人生背景などを尊重した当社独自の介護思想により、日本人にあった新しいサービス  
を提供するプロフェッショナルとしての位置づけであります。当社は、GFCを育  
成し、お客様の生活に楽しみ・喜びを感じていただけるようコンサートや旅行といっ  
た多彩なプログラムの企画・演出や、心地よい空間・環境づくりなどの様々な工夫を  
行っております。

(5) 主要な事業内容 (2019年10月31日現在)

事業内容	主要なサービス
ホーム介護事業	有料老人ホーム及びグループホームの運営
在宅介護事業	訪問介護サービス、訪問入浴サービス、居宅介護支援サービス、デイサービス等
福祉用具事業	福祉用具の貸与及び販売、住宅改修
フード事業	ホーム給食受託事業等
リゾート事業	会員制リゾートホテル事業
調剤薬局事業	調剤薬局、在宅訪問薬剤管理指導等
医療関連事業	訪問看護サービス、訪問歯科サポートサービス等
投資及びコンサルタント事業	国内外企業への投資及びコンサルタント事業

(6) 主要な事業所 (2019年10月31日現在)

名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階
東 京 本 社	東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階
日本ロングライフ株式会社	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階
エルケア株式会社	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階
カシダス株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階
ロングライフダイニング株式会社	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階
ロングライフメディカル株式会社	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階
ロングライフリゾート株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階
ロングライフグローバルコンサルタント株式会社	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階
朗楽（青島）頤養運営管理有限公司	中華人民共和国 山東省青島市市南区福州南路9号 新世界大厦2104



## (7) 従業員の状況 (2019年10月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
822名 (1,842名)	67名減 (53名増)

(注) 従業員数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員数 (準社員) は最近1年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名 (5名)	1名減 (5名増)	38.5歳	4.2年

(注) 従業員数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2019年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	2,595,235千円
株式会社関西みらい銀行	1,906,666千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,646,666千円
株式会社りそな銀行	1,078,200千円
株式会社みなと銀行	260,000千円
株式会社南都銀行	256,666千円
株式会社みずほ銀行	103,000千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式の状況 (2019年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,200,000株
- ② 発行済株式の総数 11,190,400株  
(自己株式814,605株を含む)
- ③ 株主数 15,056名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
遠藤正一	1,443,600株	13.91%
北村政美	1,094,000株	10.54%
ロングライフ総研株式会社	835,600株	8.05%
ロングライフ取引先持株会	440,900株	4.25%
ロングライフホールディング従業員持株会	228,700株	2.20%
株式会社関西みらい銀行	200,000株	1.92%
小嶋ひろみ	105,700株	1.01%
株式会社紀陽銀行	100,000株	0.96%
住友生命保険相互会社	100,000株	0.96%
田中朗義	82,500株	0.79%

- (注) 1. 当社は、自己株式を814,605株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2019年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠 藤 正 一	
代表取締役副社長	北 村 政 美	ロングライフグローバルコンサルタント株式会社 代表取締役社長
専 務 取 締 役	小 嶋 ひ ろ み	
常 務 取 締 役	瀧 村 明 泰	経営本部長
取 締 役	大 麻 良 太	日本ロングライフ株式会社代表取締役 社長
取 締 役	田 中 嘉 彦	株式会社大倉監査役 一般社団法人Key to Innovation代表理事
取 締 役	倉 智 英 吉	株式会社日本電気化学工業所専務取締役 東洋興業株式会社専務取締役 株式会社サンクラッチ商会専務取締役
常 勤 監 査 役	原 田 吉 徳	
監 査 役	持 田 明 広	エステール北浜法律事務所所長
監 査 役	中 川 一 之	中川一之公認会計士事務所所長 株式会社イチネンホールディングス社外監査役 株式会社トーホー社外監査役

- (注) 1. 取締役 田中嘉彦氏及び取締役 倉智英吉氏は社外取締役、監査役 持田明広氏及び監査役 中川一之氏は社外監査役であります。なお、当社は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 中川一之氏は公認会計士の資格を有し、監査法人での経験も長く、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役または監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各非業務執行取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役または監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	109百万円 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	7 (3)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	117 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2002年1月8日開催の第16期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2002年1月8日開催の第16期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 田中嘉彦氏は、株式会社大倉 監査役及び一般社団法人Key to Innovation 代表理事を兼職しておりますが、当社は同社及び同法人とも記載すべき関係はありません。

取締役 倉智英吉氏は、株式会社日本電気化学工業所 専務取締役、東洋興業株式会社 専務取締役及び株式会社サンクラッチ商会 専務取締役を兼職しておりますが、当社はいずれの会社とも記載すべき関係はありません。

監査役 持田明広氏は、エステール北浜法律事務所 所長を兼職しておりますが、当社は同事務所とは記載すべき関係はありません。

監査役 中川一之氏は、中川一之公認会計士事務所 所長、株式会社イチネンホールディングス 社外監査役及び株式会社トーホー 社外監査役を兼職しておりますが、当社は同事務所及びいずれの会社とも記載すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位 ・ 氏 名	活 動 状 況
取締役 田 中 嘉 彦	当事業年度開催の取締役会13回全部に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するため、議案審議等につき必要な質問、助言を行っております。
取締役 倉 智 英 吉	当事業年度開催の取締役会13回全部に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するため、議案審議等につき必要な質問、助言を行っております。
監査役 持 田 明 広	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するため、議案審議等につき必要な質問、助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監査役 中 川 一 之	当事業年度開催の取締役会13回全部に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するため、議案審議等につき必要な質問、助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会15回全部に出席し、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



## (5) 会社の体制及び方針

### 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2015年5月15日開催の取締役会において改定した内部統制システムの整備の基本方針の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役等及び従業員の法令及び定款の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を徹底するための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について、決定するとともに、定期的に整備の状況報告を受ける。
- ロ. コンプライアンス担当役員は、その責任のもと、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成し、取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- ハ. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。
- ニ. 担当役員はコンプライアンス規程に従い、コンプライアンス委員会を設置し、従業員に対してコンプライアンスに係る適切な研修体制を構築し、内部通報マニュアル及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。
- ホ. 当社及び当社グループ会社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底し、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
- ヘ. 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書（取締役会議事録・稟議書等）をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

ハ. 前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、イ. の検証・見直しの経過、ロ. のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役会に報告する。

③ 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

ロ. 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。

ハ. 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスク担当取締役を委員長とするリスク管理委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。

ニ. 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

ホ. リスク管理委員会は、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに従業員に対する研修等を企画実行する。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法の求める財務報告の適正性を確保するため、内部監査室が財務報告の信頼性に係る内部統制の整備運用状況を監査し取締役会に報告する。

⑤ 当社及び当社グループ会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

- ロ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
  - ハ. 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループ会社のリスク情報の有無を監査するために、当社グループ会社との間で、内部監査委託契約を締結するとともに、担当取締役を長として内部監査室がその事務を管掌する。
  - ロ. 当社グループ会社に損失の危険が発生し、内部監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を構築する。
  - ハ. 当社と当社グループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、当社及び当社グループ会社の経理等の管理部署と十分な情報交換を行う。
- ⑦ 当社グループ会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、当社グループ会社に対し、関係会社管理規程に基づき、当社に対する経営上の重要事項等の報告を義務づける。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項
- 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置することとする。
- ⑨ 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき従業員の適切な職務遂行のため、任命・異動については監査役と取締役が協議するものとし、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

- ロ. 監査役の職務を補助する従業員は、監査役が必要と認めた場合に限り監査役とともに取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。
- ⑩ 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者からの報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- イ. 監査役は、監査役としての効果的な遂行のため、当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告することとする。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含むものとする。
  - ロ. 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告することとする。
  - ハ. 監査役会への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要な都度遅滞なく行うこととする。
  - ニ. 監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。
- ⑪ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を関連規程等で記載する。
  - ロ. 監査役は、報告をした従業員の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役会にその理由の開示を求めることができる。
- ⑫ 監査役としての職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役としての職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これに応ずる。

- ⑬ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つものとする。
  - ロ. 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役とグループ会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力することとする。
  - ハ. 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力することとする。
  - ニ. 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。

⑭ 内部統制システムの運用状況

当社及び当社グループ全体の法令遵守などを統括するコンプライアンス委員会を設置し、組織体制を整備するなど適切な内部統制システムの構築、運用に努めてまいりました。

また、各事業所の管理者等に対してインサイダー規制研修や労務管理研修を開催するなど、コンプライアンス教育に努めてまいりました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。また、内部留保資金を事業の拡大等に有効活用するために留保を図りつつ、業績に応じた安定的な配当を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、普通配当として引き続き1株につき8円とさせていただきます。なお、当社は剰余金の配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますので取締役会で決議しております。



## 連結貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 4,430,764】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 7,165,721】</b>
現金及び預金	1,243,637	買掛金	182,575
受取手形及び売掛金	1,660,752	短期借入金	170,000
たな卸資産	170,761	1年内返済予定の長期借入金	438,660
預け金	1,055,158	リース債務	11,735
その他	323,239	未払金	346,976
貸倒引当金	△22,784	未払費用	586,612
		未払法人税等	127,359
<b>【固定資産】</b>	<b>【13,007,128】</b>	前受金	5,052,702
(有形固定資産)	(11,892,766)	賞与引当金	107,554
建物及び構築物	5,497,178	契約解除引当金	15,279
車両運搬具	3,316	資産除去債務	3,756
工具、器具及び備品	246,006	その他	122,511
土地	3,679,322	<b>【固定負債】</b>	<b>【 7,499,807】</b>
リース資産	30,755	長期借入金	7,237,775
建設仮勘定	2,436,186	リース債務	19,021
(無形固定資産)	( 102,230)	繰延税金負債	16,982
のれん	29,174	退職給付に係る負債	114,730
その他	73,056	資産除去債務	99,349
(投資その他の資産)	( 1,012,131)	その他	11,948
投資有価証券	106,433	<b>負債合計</b>	<b>14,665,529</b>
関係会社株式	5,000	<b>純資産の部</b>	
差入保証金	710,878	<b>【株主資本】</b>	<b>【 2,743,075】</b>
長期前払費用	43,324	(資本金)	( 100,000)
繰延税金資産	20,326	(資本剰余金)	( 10,982)
その他	126,168	(利益剰余金)	( 2,845,366)
<b>資産合計</b>	<b>17,437,893</b>	(自己株式)	( △213,273)
		<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>【 29,288】</b>
		(その他有価証券評価差額金)	( 30,549)
		(為替換算調整勘定)	( △1,261)
		<b>純資産合計</b>	<b>2,772,363</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>17,437,893</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(2018年11月1日から  
2019年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,220,909
売上原価		10,352,006
売上総利益		2,868,902
販売費及び一般管理費		2,757,943
営業利益		110,958
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	2,916	
受取保険金	13,576	
その他	18,439	34,979
営業外費用		
支払利息	88,782	
支払手数料	23,466	
その他	7,456	119,705
経常利益		26,233
特別損失		
減損損失	112,627	
和解金	32,885	
貸倒損失	18,666	
投資有価証券評価損	5,323	
その他	15,053	184,556
税金等調整前当期純損失(△)		△158,323
法人税、住民税及び事業税	159,999	
法人税等調整額	127	160,126
当期純損失(△)		△318,450
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△318,450

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 4,208,484】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 680,906】</b>
現金及び預金	341,877	1年内返済予定の長期借入金	312,000
前払費用	60,034	未払金	30,427
預け金	4,100,277	未払費用	43,363
未収入金	86,552	未払法人税等	80,121
関係会社短期貸付金	7,389	未払消費税等	19,854
その他	3,544	賞与引当金	13,025
貸倒引当金	△391,192	預り金	180,808
		その他	1,305
<b>【固定資産】</b>	<b>【 525,570】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【 3,615,089】</b>
(有形固定資産)	( 56,311)	長期借入金	3,606,000
建物	21,854	退職給付引当金	3,728
構築物	70	資産除去債務	5,360
工具、器具及び備品	22,457	<b>負債合計</b>	<b>4,295,995</b>
土地	11,928	<b>純 資 産 の 部</b>	
(無形固定資産)	( 32,057)	<b>【株主資本】</b>	<b>【 407,509】</b>
ソフトウェア	28,741	(資本金)	( 100,000)
電話加入権	1,660	(資本剰余金)	( 200,982)
その他	1,655	その他資本剰余金	200,982
(投資その他の資産)	( 437,201)	(利益剰余金)	( 319,801)
投資有価証券	106,433	利益準備金	25,000
関係会社株式	262,285	その他利益剰余金	294,801
差入保証金	53,523	繰越利益剰余金	294,801
繰延税金資産	2,854	(自己株式)	( △213,273)
その他	12,105	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>【 30,549】</b>
		(その他有価証券評価差額金)	( 30,549)
<b>資産合計</b>	<b>4,734,055</b>	<b>純資産合計</b>	<b>438,059</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,734,055</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2018年11月 1 日から )  
( 2019年10月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,008,000
営 業 費 用		
広 告 宣 伝 費	124,485	
役 員 報 酬	117,000	
給 与 手 当	110,867	
賞 与	6,571	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	12,479	
法 定 福 利 費	58,769	
旅 費 及 び 交 通 費	45,100	
消 耗 品 費	15,370	
修 繕 費	29,289	
地 代 家 賃	37,342	
支 払 手 数 料 費	80,789	
減 価 償 却 費	12,906	
株 式 報 酬 費 用	24,091	
そ の 他	65,735	740,799
営 業 外 収 益		267,200
受 取 利 息	46,749	
受 取 配 当 金	2,914	
そ の 他	1,167	50,830
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	48,049	
そ の 他	1,485	49,534
特 別 常 利 益		268,496
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	41,827	
減 損 損 失	5,768	
そ の 他	2,850	50,446
税 引 前 当 期 純 利 益		218,049
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	109,684	
法 人 税 等 調 整 額	△19,068	90,615
当 期 純 利 益		127,433

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年12月26日

ロングライフホールディング株式会社

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 潤 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古 田 賢 司 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロングライフホールディング株式会社の2018年11月1日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロングライフホールディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年12月26日

ロングライフホールディング株式会社

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 潤 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古 田 賢 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロングライフホールディング株式会社の2018年11月1日から2019年10月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について、報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月26日

ロングライフホールディング株式会社 監査役会

常勤監査役 原 田 吉 徳 ⑩

社外監査役 持 田 明 広 ⑩

社外監査役 中 川 一 之 ⑩

以 上

## 株 主 総 会 参 考 書 類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営体制の更なる強化充実を図り、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するために取締役会長の規定を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 第23条～第27条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第21条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役会長1名</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 第23条～第27条 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。そのうち、社外取締役候補者2名につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こじま 小嶋 ひろみ (1966年8月10日生)	1990年9月 株式会社フリー・フェイス 入社 1993年7月 株式会社関西福祉事業社 (現当社) 入社 2000年4月 当社施設介護部部長 2000年10月 当社取締役施設介護本部長 2002年10月 当社取締役ホーム介護本部 担当 2004年5月 当社取締役人事研修本部担 当兼ホーム介護本部長 2006年2月 当社専務取締役(現任) 2007年12月 ロングライフ分割準備株式 会社(現日本ロングライフ 株式会社) 代表取締役社長 2015年6月 ロングライフリゾート株式 会社代表取締役社長 2016年11月 日本ロングライフ株式会社 代表取締役社長	105,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	きた むら まさ み 北 村 政 美 (1955年9月16日生)	1978年4月 トリスミ集成材株式会社入 社 1986年9月 株式会社関西福祉事業社 (現当社) 設立 代表取締役専務 1990年12月 当社代表取締役社長 1999年11月 当社代表取締役副社長(現 任) 2012年2月 ロングライフ国際事業投資 株式会社(現ロングライフ グローバルコンサルタント 株式会社)代表取締役社長 2013年4月 ロングライフ・カシータ株 式会社 (現ロングライフリ ゾート株式会社) 代表取締 役 2014年9月 青島長楽護理用品有限公司 (現朗楽(青島)頤養運営管 理有限公司) 董事長	1,094,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	おお あさ りょう た 大 麻 良 太 (1961年6月20日生)	1986年4月 住友ゴム工業株式会社入社 1986年11月 富士火災海上保険株式会社 入社 2006年4月 同社人事企画推進グループ 長 2009年4月 富士マネジメントサービス 株式会社代表取締役社長 2016年9月 エルケア株式会社入社 2016年11月 同社代表取締役社長 2018年1月 当社取締役(現任) 2018年11月 日本ロングライフ株式会社 代表取締役社長	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	※ <small>えん どう たく ま</small> 遠 藤 拓 馬 (1983年9月19日生)	2006年4月 新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 2017年9月 ロングライフリゾート株式会社入社 同社営業本部長 2017年10月 同社取締役 2017年11月 同社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ロングライフリゾート株式会社代表取締役社長	74,400株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5	えん どう まさ かず 遠 藤 正 一 (1955年6月28日生)	1979年12月 社会福祉法人聖隷福祉事業 団入所 1984年10月 同法人日本救急医療ヘリコ プター統括部長 1986年9月 株式会社関西福祉事業社 (現当社) 設立 代表取締役社長 1990年12月 当社代表取締役会長 1999年11月 当社代表取締役社長(現任) 2010年10月 ロングライフ国際事業投資 株式会社(現ロングライフ グローバルコンサルタント 株式会社) 代表取締役社長	1,443,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	<p style="text-align: center;">た なか よし ひこ 田 中 嘉 彦 (1945年1月31日生)</p>	<p>1967年4月 株式会社三和銀行（現株式 会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>1995年6月 同行取締役シンガポール支 店長</p> <p>1997年2月 同行取締役国際本部外国業 務部長</p> <p>1998年6月 株式会社ジェーシービー常 務取締役大阪支社長兼営業 本部副本部長</p> <p>2002年6月 同社専務取締役大阪支社長</p> <p>2006年3月 同社専務取締役営業本部長</p> <p>2008年4月 株式会社アクセス専務取締 役</p> <p>2008年6月 株式会社大倉社外取締役</p> <p>2011年6月 同社監査役（現任）</p> <p>2013年9月 株式会社林五取締役</p> <p>2014年3月 株式会社ファインバス顧問</p> <p>2015年1月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年9月 一般社団法人Key to Innovation代表理事（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社大倉監査役 一般社団法人Key to Innovation代表理事</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
7	くら ち えい きち 倉 智 英 吉 (1941年7月9日生)	1964年4月 株式会社日本電気化学工業 所入社 1968年4月 同社取締役 1970年5月 株式会社サンクラッチ商会 取締役 1970年11月 株式会社日本電気化学工業 所専務取締役(現任) 1973年12月 有限会社日本電気化学工業 所専務取締役(現任) 1991年1月 東洋興業株式会社専務取締 役(現任) 1991年1月 株式会社サンクラッチ商会 専務取締役(現任) 2016年1月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本電気化学工業所専務取締役 東洋興業株式会社専務取締役 株式会社サンクラッチ商会専務取締役	一株

(注) ※は、新任の取締役候補者であります。

1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中嘉彦氏及び倉智英吉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中嘉彦氏及び倉智英吉氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる実績及び他社の役員経験を通じて幅広い見識を有しており、両氏の経験等を当社経営の監督に活かしていただくことを期待したためであります。
4. 田中嘉彦氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任年数は本総会終結の時をもって5年となります。  
倉智英吉氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任年数は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、田中嘉彦氏及び倉智英吉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、田中嘉彦氏及び倉智英吉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
すずかよしお 鈴鹿良夫 (1952年10月28日生)	1975年4月 国税庁入庁 1997年7月 西日本旅客鉄道株式会社 財務部財務室長 2003年7月 舞鶴税務署長 2011年7月 尼崎税務署長 2012年7月 大阪国税局課税第二部部長 2013年9月 鈴鹿税理士事務所所長(現任) 2014年6月 株式会社ハークスレイ社外 監査役(現任) 2015年6月 グンゼ株式会社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 鈴鹿税理士事務所所長 株式会社ハークスレイ社外監査役 グンゼ株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者鈴鹿良夫氏が所長を務める鈴鹿税理士事務所と当社の間において、顧問契約を締結しております。
2. 鈴鹿良夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴鹿良夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が当社の社外監査役に就任した場合、長年にわたる税理士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 鈴鹿良夫氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.



メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
梅田センタービル31階 ホワイトホール



〈交通機関〉 阪急大阪梅田駅より徒歩6分  
Osaka Metro御堂筋線梅田駅・谷町線東梅田駅より徒歩6分  
JR大阪駅より徒歩9分  
阪神大阪梅田駅より徒歩9分  
※当日は、駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。